

特記事項

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）。

薬剤服用歴管理指導料に関する事項

当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。

- ・重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認

処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報を提供し、基本的な説明を行っています。

- ・服薬状況の確認と説明

薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。

- ・継続的なフォローアップ

薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。

個別調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明性を高め、患者さまへ情報提供を積極的に行うために、領収書発行時に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。

夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯

- ・平日は 8 時までと 19 時以降
- ・土曜日は 8 時までと 13 時以降
- ・日祝日、年末年始（12/29～1/3）は終日

調剤基本料に関する事項

調剤基本料 1

後発医薬品の調剤に関する事項

当薬局では、医療費を抑え、お薬代の負担を軽減するためにジェネリック医薬品を積極的に調剤しています。また、後発医薬品体制加算を適用しております。

地域支援体制加算に関する事項

- ・平日は 1 日 8 時間以上、土・日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ週 45 時

間以上開局しています。

- ・ 1,200 品目以上の医薬品を備蓄しています。
- ・ 単独または近隣の薬局と連携し、24 時間調剤及び在宅業務に対応しています。地方公共団体等に周知を行っています。
- ・ 在宅業務の体制を整備しています。在宅の業務実績があります（年 1 回以上）。在宅支援に係る診療所や病院、訪問看護ステーションとの連携をとれるようにしています。
- ・ プライバシーに配慮した構造です。
- ・ 麻薬小売業者の免許を受けています。
- ・ 健康相談または健康教室を行っています。
- ・ 一般用医薬品を販売し、必要に応じて医療機関への受診を勧奨しています。
- ・ 調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。
- ・ インターネットを通じた情報収集と周知（PMDA メディナビなど）を行っています。
- ・ かかりつけ薬剤師指導料に係る届出を行っています。
- ・ 管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。（薬局勤務 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍）
- ・ 健康被害や薬の効果が得られないことを防止した事例（プレアボイド）の把握・収集と副作用報告に係る手順書を作成し、報告する体制を整えています。
- ・ 後発医薬品の調剤割合が 80%以上あります。

在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

■ 介護保険

- ・ 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外：518 単位/回

同一建物居住者：379 単位/回(2-9 人)、342 単位/回(10 人以上)

※ 1 単位=10 円 10 単位=10 円（1 割負担）30 円（3 割負担）自己負担率や地域により金額が異なることがあります。

■ 医療保険

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外：650 点/回

同一建物居住者：320 点/回(2-9 人)、290 点/回(10 人以上)

無菌製剤処理加算に関する事項

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

連携強化加算に関する事項

当薬局は以下の基準を満たしています。

- ・ 第二種指定医療機関の指定

- ・感染症や災害発生時の体制整備および周知
- ・感染症や災害発生時の手順書作成および職員との共有
- ・被災状況に応じた研修および地域協議会、研修、訓練等への参加計画・実施
- ・被災状況に応じた医薬品、衛生材料、検査キット等の備蓄および提供体制の整備
- ・自治体からの要請に応じた人員派遣の協力体制の整備
- ・オンライン服薬指導およびセキュリティー対策の整備
- ・要指導医薬品・一般用医薬品・検査キットの取り扱い

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

訪問薬剤管理指導に関する事項

通院が困難な患者さまに対し、ご自宅へお伺いして、お薬のお届けと服薬指導、管理のお手伝いをさせていただきます。短い期間のご利用も可能ですので、お気軽にご相談ください。

※ 医師の了解と指示が必要となります。事前にご相談ください。

健康相談

当薬局では、地域の皆さまの健康をサポートするため、医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品に関する情報提供や健康相談を積極的に行っております。

健康相談保険外サービス等の費用請求に関する事項

薬剤に関する費用について

- ・薬剤の容器代：30 円～120 円

長期収載品の選定療養について

- ・2024 年 10 月 1 日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」の負担が発生します。

健康相談保険外サービス等の費用請求に関する事項

当薬局では 24 時間電話を受け付けております。

夜間・休日は転送電話にて対応させていただきます。

状況により、近隣薬局をご案内させていただく場合がございますので、ご了承ください。